



進学のお金が不安なひとへ



令和6年4月入学予定者対象

東大阪市奨学生（入学準備金）募集要項



東大阪市が運営する、無利子の貸付金です。9月（終了）、12月（今回）に募集があります。
※入学準備金はあなた自身が「借りる」ものです。将来、自身で返還していく義務があります。

1. 制度の目的

本市の奨学資金制度は、向学心があるにもかかわらず、経済的理由のために就学が困難な方に対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ることにより、地域に役立つ人材を育成していくことを目的としています。

2. 出願の資格（すべて当てはまる人）

- (1) 東大阪市内に住所を有する者。
- (2) 対象となる高校等または大学等に、令和6年4月に入学予定の者。
- (3) 進学する希望を持ちながら、経済的理由により進学が困難と認められ、かつ、在学の学校長により推薦された者（既卒業者については除く）。
- (4) 秋募集で貸与を受けていない者。

3. 入学準備金の貸与額・人数

入学予定の学校	貸与額	募集人数
大学等	500,000円	20人程度
高校等	250,000円	20人程度

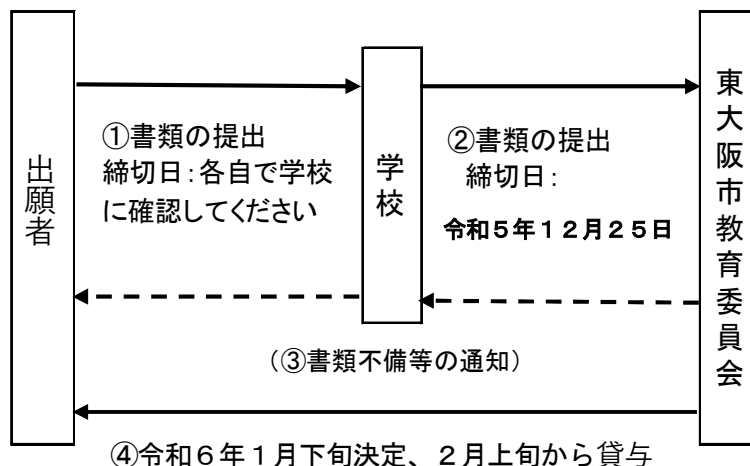
※秋募集で貸与を受けた人が二重で申し込むことはできません。

※対象の学校種別については、4ページ目に詳しく掲載しています。

4. 募集期間 令和5年12月1日（金）～12月25日（月）必着

※学校から教育委員会へ書類を提出する期限です。学校の締切日はそれぞれで確認してください。

5. 申込みから決定までの流れ



6. 選考について

生計維持者の令和4年中の課税状況が基準額以内の者のうち、所得の低い者から順に採用します。同順位になった場合、税法上の扶養や過去の所得状況等を加味します。

なお、所得基準を満たしていても、応募人数が募集人数より多い場合には、採用とならないことがあります。

〈所得基準〉

令和4年中の課税状況で審査します。生計維持者が複数いる場合は、合算して審査します。課税状況で基準額は変わりますが、参考として4人世帯で給与収入1250万円程度です。

〈特別事情〉

所得基準を超えている場合も、特別事情のある場合は考慮しますので応募してください。特別事情で考慮する要素は次の通りです。その他事情は学事課へご相談ください。

- ・ 家族に手帳を持つ障害者がいる（手帳の等級によって基準を緩和します）
- ・ 生計維持者の収入を見込むことが長期的にできない事情がある
- ・ 令和5年4月以降に災した

7. 提出書類

下記の書類を、在学する学校の奨学金担当者（または担任の先生）へ提出してください。

・初めての応募の場合（秋募集に応募していなかった場合）

- ① 奨学生願書 : 入学準備金が必要な事情等を出願者本人が記入してください。
- ② 奨学生推薦調書 : 在籍している学校へ作成をお願いしてください。
- ③ その他 : 該当するものだけ提出

(1) 令和5年1月1日現在、東大阪市に住民票がない生計維持者の書類

ア～ウの、いずれかの書類。

- ア：令和5年度市町村民税・都道府県民税（住民税）特別徴収税額の通知書
- イ：令和5年度住民税納税通知書（課税総所得金額が記載されているページ）
- ウ：令和5年度住民税課税証明書 ※コピー不可
（令和5年1月1日現在居住の市町村で交付を受けてください）
※源泉徴収票・確定申告書・非課税通知書・納税証明書は受理できません。

(2) 家族に手帳を障害者がいる場合

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等の写し

(3) 生計維持者の収入を見込むことが長期的にできない場合

失業の場合「雇用保険受給資格者証」の写し（両面）等

(4) 令和5年1月以降に、火災、風水害等の被害を受けた場合

「り（罹）災証明書」（消防局、市町村で交付を受けてください。）

*在学する学校以外で募集要項を入手された方は、募集要項の写しも学校担当者の方へお渡しください。

【注意】

奨学生として決定されると、「借用証書」「連帯保証人の印鑑証明書」の提出が必要になります。「借用証書」には連帯保証人1名、保証人1名が必要です。連帯保証人は親権者のうち主たる生計維持者、保証人は成人に達した独立生計（別世帯）の者としてください。立てられない場合は貸与ができませんので事前にご準備をお願いします。

・秋募集に応募していた場合

再出願にかかる書類の提出をもって、秋募集時の書類を流用させていただきます。(必要な方はお手数ですが、学事課までご連絡ください。)

また、特別事情の書類を追加提出いただくことも可能です。

- ① 再出願願書 : 出願者本人が記入してください。
② その他 : 追加提出可能。

(1) 障害者がいる場合

(2) 生計維持者の収入を見込むことが長期的にできない場合

(3) 令和5年1月以降に、火災、風水害等の被害を受けた場合

⇒「・初めての応募の場合」の「③その他(2)～(4)」に記載のある書類。

8. 結果の通知

採否決定の時期は、1月下旬以降の予定です。

出願者及び学校長に郵送で通知します。

本採用者の辞退等があった場合、選考順位に応じて順次繰り上げ採用します。

9. 入学準備金の貸与方法

(1) 採用通知に、提出書類の案内を同封します。次の書類の提出を求めます。

- ・「入学準備金借用証書」(連帯保証人と保証人の連署必須)
- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」
- ・「口座振替依頼書」
- ・「合格通知書」の写し

(2) 必要書類を採用通知で指定する期日までに学事課へ提出してください。

借入人である出願者本人と連帯保証人の2名で、学事課窓口にお越し頂き、関係書類を提出することを貸与の条件とします。(保証人の同行は必要ありません)

(3) 2月上旬以降、書類の提出があった人へ振り込みます。

※「連帯保証人」: 借入人と同一地位で返済を請求されます。

親権者のうち主たる生計維持者でお願いします。

※「保証人」: 借入人、連帯保証人に次いで、返済を請求される人です。

独立して家計を営む者で成年に達している方にお願ひしてください。

10. 入学準備金の返還

入学準備金は貸付金であり、**奨学生(本人)が返す必要があります**。返還金は奨学資金となつて、後輩たちに貸与されます。奨学資金制度を続けていくためにも、きちんと返還してください。

(1) 返還時期

借りた翌年度から返還が始まります。

在学中は返還を猶予することができますので、毎年学生証の写しと猶予申請書を提出してください。退学した場合には、退学した翌年度から返還が始まります。

(2) 入学準備金の返還額、返還年数

10年間で返還してください。繰り上げて返還することも可能です。

種別	借入額	1年間に返す額	年数
大学等	500,000円	50,000円	10年間
高校等	250,000円	25,000円	10年間

(3) 延滞利息

入学準備金は無利子ですが、返還を怠ったときは、年利7.25%の延滞利息を課します。
また、債権回収業者への委託や法的措置をとる場合があります。

11. 奨学生の義務

奨学生（出願者本人）、連帯保証人及び保証人の住所・電話番号・氏名・その他の重要事項に変更があったときは、すみやかに教育委員会学事課まで届け出てください。

12. 個人情報の利用目的等

出願者の個人情報は、入学準備金事業の目的以外には利用いたしません。

氏名、住所等の個人情報は、採用審査、貸与事務及び返還事務のために利用します。

返還開始後に借入人、連帯保証人、保証人に対して郵便物が届かない等の事情が生じた場合、東大阪市教育委員会から居住市区町村へ調査を行います。

《参考：学校種別の条例抜粋》

第2条 入学準備金の貸与額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部（専攻科及び別科を除く。）、高等専門学校（専攻科を除く。）及び専修学校の高等課程（以下「高校等」という。）に入学する者 250,000円
- (2) 法に規定する大学（専攻科及び別科並びに大学院を除く。）及び専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に入学する者 500,000円

《奨学金事務ご担当者様へ（学校長の手続きについて）》

学校長は、出願者が本市入学準備金制度の適格者であると認めたときは、「奨学生推薦調書」を作成し、「7. 提出書類」と共に、東大阪市教育委員会学事課あてに、令和5年12月25日必着で提出してください。

●問い合わせ先●

東大阪市教育委員会 学校教育部 学事課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号（東大阪市役所17階）

TEL 06-4309-3271（直通）

FAX 06-4309-3838

